



ライフサポート：はた

「相続税セミナー」のご報告 (皆さんの、ご参加をお待ちしています！)

NO 32 : 2015. 9. 8

四万十市中村大橋通 7 丁目 1-24
連合高知西地協内 TEL:34-9191
発行責任者：事務局長 伊達幸雄

昨年(2014)の12月4日に「相続と遺言」についての講演会(70名程度予定)を行ったところ、新聞折り込みの効果もあり約130名の参加を頂きました。

その中で、同法が今年の1月施行となるため、実際の税負担がどうなるかについての研修を行う約束があり、今回のセミナー(参加者46名)が税理士の森本倫光氏(高知市)を講師に迎え、9月2日(水)に四万十市立中央公民館において行われました。



<講演の概要>

○相続税の申告の状況(改正前)

高松国税局内での課税割合は、被相続人(死亡者数)が約48,500人であるのに対し申告書提出者数14,00人で、約3%で、改正後は1.5倍程度の見込み。

*高知県は2.3%(他県に比べ、お金持ちが少ない?)

○相続税の仕組み

・「相続税が課せられる財産」—「債務・葬式費用」>遺産にかかる基礎控除額で算定され、土地・債権などの一般的資産や生命保険や退職金も対象となり、贈与についても3年遡って対象となるとのこと。

・申告期限が10ヶ月であること。

○相続税の改正

- ・ $5000\text{万円} + (1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{基礎控除額}$
↓改正(40%引き下げ)(6億越えの税率5%増)
- ・ $3000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{基礎控除額}$
- ・小規模宅地等の特例(限度面積 $240\text{m}^2 \rightarrow 330\text{m}^2$)



○節税対策等

アパートや保険、贈与等の現行法を活用することで、かなり節税できる場合があり、遺産額によっても対処法が違うので十分注意する必要があるとのこと。

因みに、遺産相続でトラブルが多いのは、高額の場合より相続税が掛からない1000万前後の場合が多く、対処法として遺言等が効果的であるとのことでした。

以上、遺産も資産もない私にとっては、チョット羨ましいお話でしたが、大変分かりやすい講演内容で、幡多ライフの事業の一つである「なんでも相談」などを行う上で、大変役に立つものでした。(・・・たくさん税金を納めてみたい・・・)

資料の必要な方は、西地協までお出で下さい。

幡多ライフサポートセンター 事務局次長 曾根司公

🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌 投稿のお願い 🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌🍌

何か面白い話や、イベントの広報などがあれば連合高知西地協までお知らせ下さい。皆さんからの、投稿をお待ちしています。